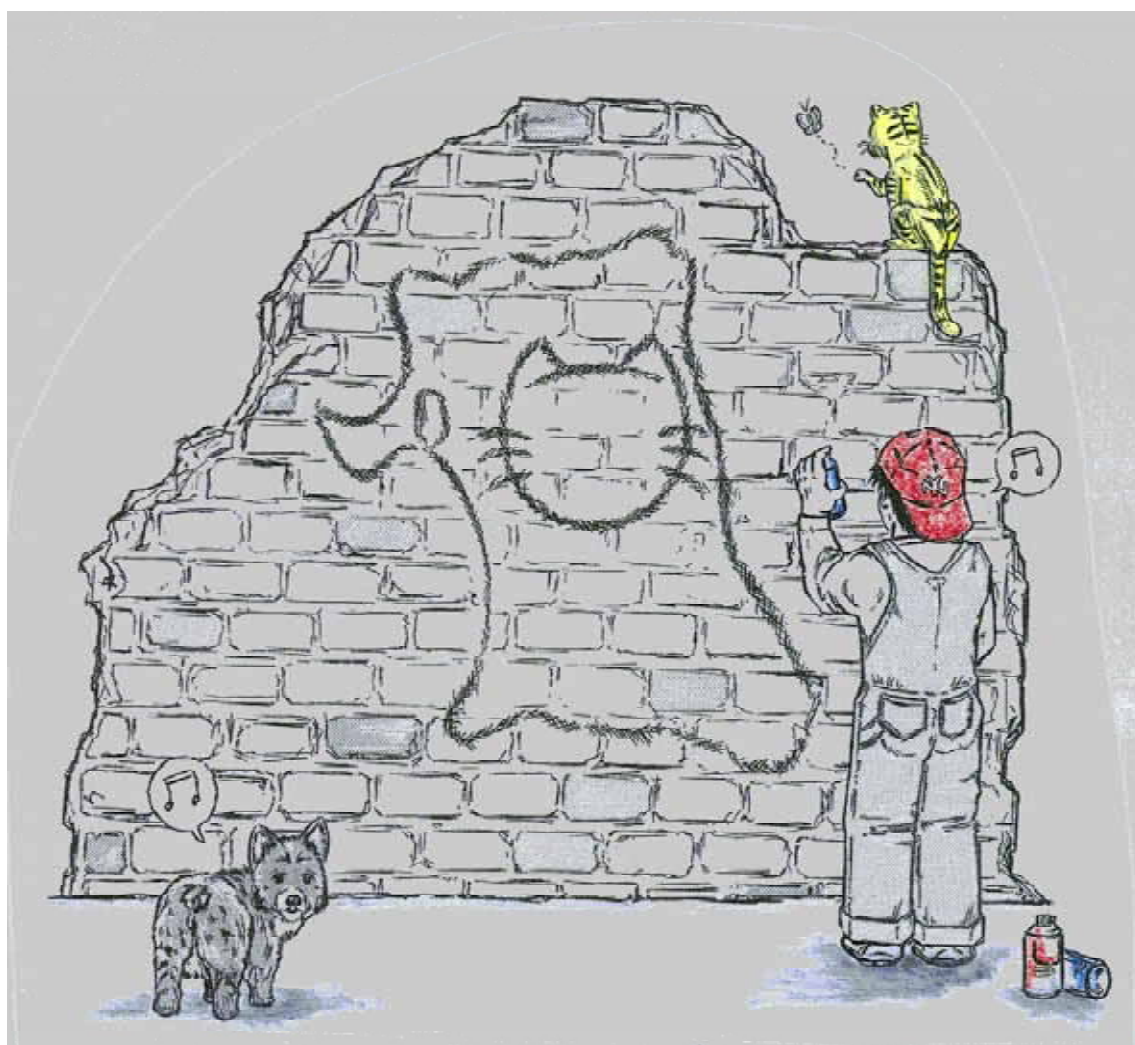


秋田県動物愛護管理推進計画

- 人と動物が調和しつつ共生する社会づくり -



平成20年2月

秋 田 県

目次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の基本的性格	1
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の見直し	2
第2章	秋田県の現状と課題	3
第1節	ペット動物の飼養管理の状況	3
第2節	ペット動物による被害・迷惑の現状	5
第3節	収容動物の処分状況	7
第4節	動物に関する相談の内訳	10
第5節	動物愛護に関する普及啓発	11
第6節	動物取扱業の態様	12
第7節	動物由来感染症対策の態様	13
第8節	実験動物の飼養・管理の態様	14
第9節	大震災の動物救護体制の態様	14
第3章	動物愛護管理推進計画の基本理念	15
	基本理念	15
	基本目標1 動物の生命を尊び慈しむ心を養う	15
	基本目標2 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ	15
	基本目標3 人と動物、動物を介して人と人とが楽しく交流する	16
第4章	重点的に推進する施策の方向	17
	(基本目標1 動物の生命を尊び慈しむ心を養う)	17
	施策1 動物愛護思想の普及啓発の推進	17
	施策2 学校等における「命を大切にすることを育む教室」の開催	17

施策 3	捕獲・抑留犬の返還率の向上	17
施策 4	譲渡の推進	18
施策 5	負傷動物への治療体制の構築	18
施策 6	大災害発生時における動物救援体制の構築	18
(基本目標 2 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ)		19
施策 7	「適正飼養」「繁殖制限」「終生飼養」の普及啓発の促進	19
施策 8	犬の登録・狂犬病予防注射の徹底	19
施策 9	地域ねこへの対応	20
施策 10	動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発	20
施策 11	特定動物の適正管理の徹底	21
施策 12	動物由来感染症対策の整備	21
施策 13	実験動物における管理の適正化の徹底	21
施策 14	産業動物における管理の適正化の徹底	21
(基本目標 3 人と動物、動物を介して人と人々が楽しく交流する)		22
施策 15	県内各地域における「しつけ方・ふれあい教室」の開催	22
施策 16	イベントにおける動物とのふれあいの場の提供	22
施策 17	動物管理センターにおける動物とのふれあいの場の提供	22
施策 18	動物による介在活動の促進	22
施策 19	ボランティアの育成、支援体制の構築	23
施策 20	動物愛護推進員の委嘱	23
施策 21	動物愛護推進協議会	23
第 5 章	計画の推進	24
第 1 節	行政（県）の取り組み	24
第 2 節	市町村に期待する役割	24
第 3 節	動物愛護団体に期待する役割	25
第 4 節	県民に期待する役割	25

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本県においては、人口の社会減少、自然減少が進行し、全国平均を上回るペースで少子・高齢化社会を迎えております。

核家族化が進む中、飼養動物は単なる愛玩だけの対象ではなく、家族の一員として心の安らぎを与えてくれる伴侶動物としての認識が深まっています。また、子供の情操教育や高齢者の心のケアなど、教育、福祉・医療への積極的な活用も望まれています。

その一方で、動物の飼い主の不適切な飼い方などが原因となり、「動物は人間社会の中で迷惑な存在になっている」と考えている人も少なくなく、行政に寄せられる苦情・相談や要望も多様かつ複雑なものとなってきています。

動物に関する諸問題を解決していくためには、飼い主や動物販売などの事業者など動物と直接関わりをもつ人だけでなく、生活を共にする地域の理解や協力が不可欠であると考えられます。

動物に関わる全ての人びとが互いに理解を深め、人と動物がなかよく、快適に暮らし、動物を介して心豊かなライフスタイルの創造が必要です。

県ではその方向性として平成15年3月に「あきた動物愛護管理基本構想」を作成し施策を推進させてまいりましたが、この基本構想の基本理念と基本目標を継続しながら、また、必要な事項については追加や見直しを行い、このたび、「秋田県動物愛護管理推進計画」(以下「本計画」という)を策定しました。

第2節 計画の基本的性格

飼養動物の愛護及び管理に関する施策については、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という)並びに秋田県動物の愛護及び管理に関する条例(以下「秋田県動物愛護管理条例」という)などに基づき実施してまいりましたが、本県の飼養動物を取り巻く現状や将来像を踏まえて、平成15年3月に「あきた動物愛護管理基本構想」を作成し、平成22年度までを実施期間として施策を推進してきました。

しかしながら、今般、動物愛護管理法の改正（平成18年6月1日施行）に伴い、環境大臣が定める基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して、都道府県は動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という）を定めることになりました。

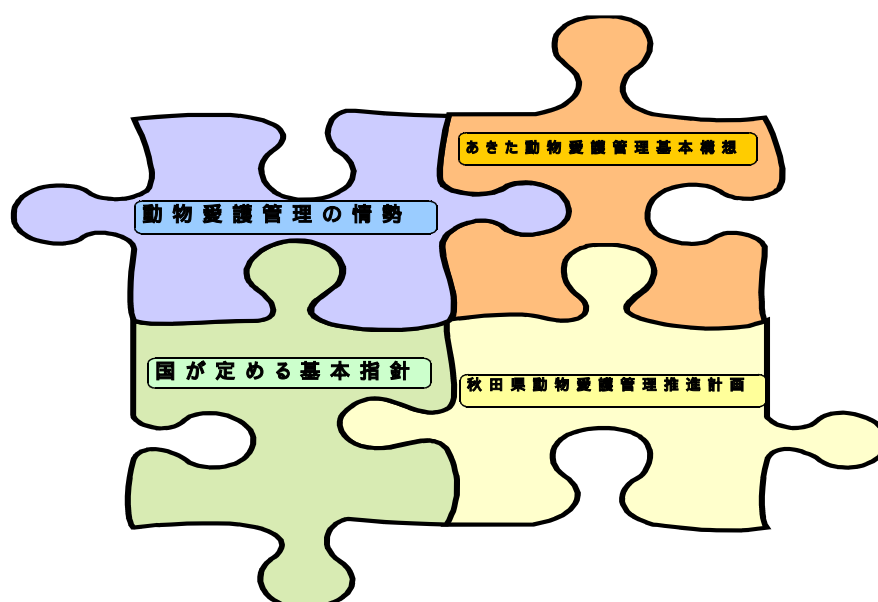
この推進計画は、今後の動物の愛護及び管理に関する施策の方向性を示すもので、県が直接実施するもののほか、動物愛護団体などが行う県民生活の向上に役立つ取り組みで、県が支援する必要性のある事業などを掲げています。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

第4節 計画の見直し

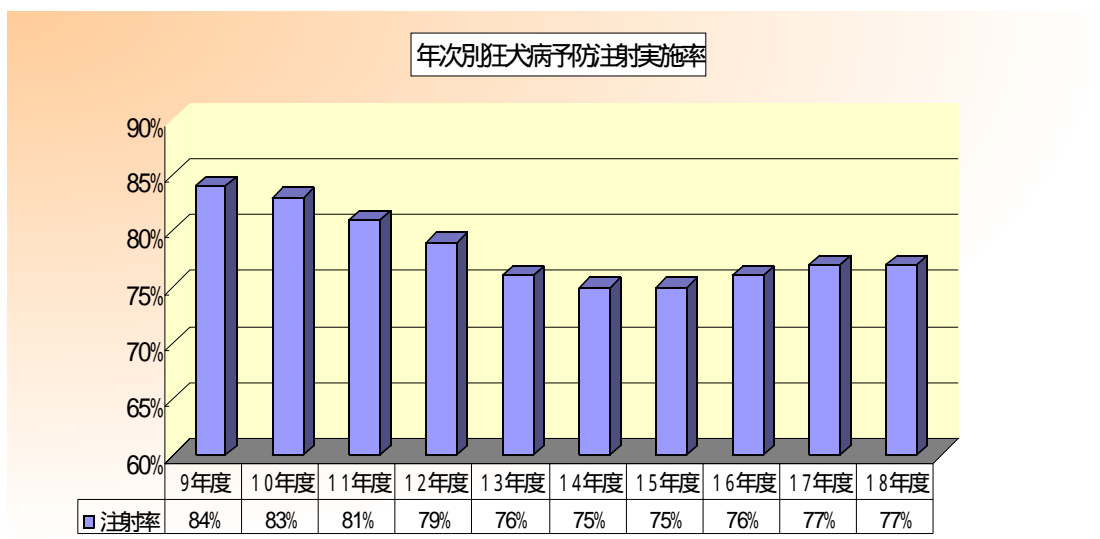
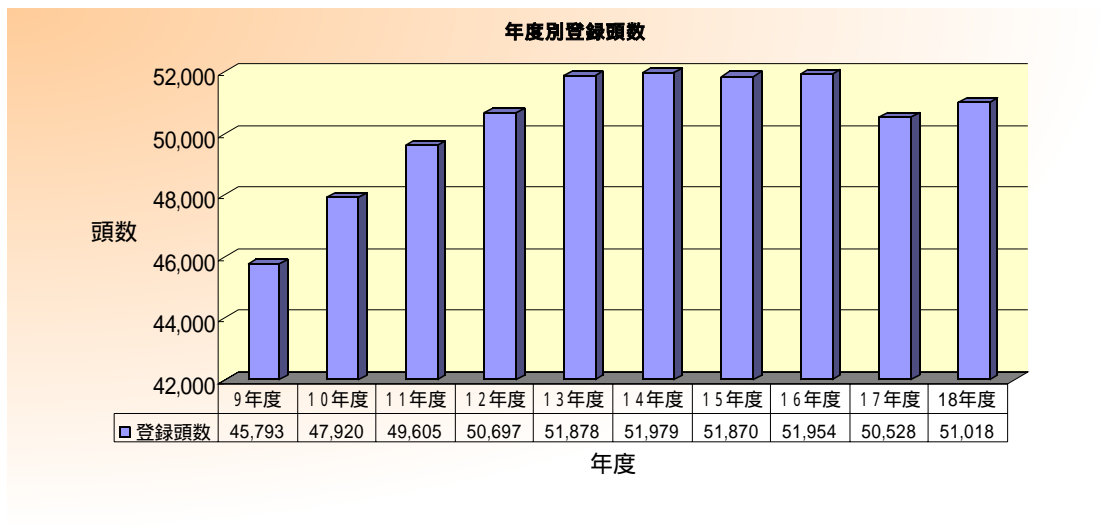
状況の変化に適時・的確に対応するため、本計画策定後の施策の進捗状況や目標の達成状況について検証等を行いながら、策定後5年目を目途として、本計画の見直しを行います。



第2章 秋田県の現状と課題

第1節 ペット動物の飼養管理の状況

1 犬の登録頭数と狂犬病予防注射実施状況



【現状】

秋田県（以下：中核市の秋田市を含む）の平成18年度における犬の登録頭数は51,018頭で、全県の世帯調査数から算出すると6～7世帯に1頭の犬が飼われていると推定されます。このうち、狂犬病予防注射実施頭数は39,169頭で接種率は77%となっています。また、犬の頭数を年度別に見てみると、その頭数は平成13年度までは増加傾向で、それ以降は横ばい状態になっています。

予防注射を実施しない理由としては、老齢や疾病の治療中であることを理由とするケースのほか、狂犬病予防注射が義務つけられていることを知らない方、他の感染症ワクチンと混同している方、屋内で飼養しているので狂犬病予防注射は必要がないと考えている方、登録手数料や狂犬病予防注射手数料に対して抵抗のある方が見つけられます。

【課題】

飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施については、その必要性を様々な機会をとらえて啓発し、引き続き犬の登録と予防注射注射接種率の向上を目指す必要があります。

2 幼稚園、小学校での動物飼養の状況

【現状】

県内の幼稚園、小学校の約半数が、情操教育あるいは教材、愛玩などの目的で、ニワトリやインコなどの鳥類、ウサギ、ハムスター、カメなどの動物を飼養しています。

【課題】

幼稚園、小学校の児童に対する動物愛護教育は、その後の人生において良い影響を与えると期待されていることから、学校での動物愛護管理に関する普及啓発を積極的に推進していく必要があります。

3 特定動物の飼養状況

法律に基づく特定動物飼養許可状況（平成19年8月31日現在）

主な特定動物	主な許可施設	飼養頭数
クマ科	動物園 水族館 クマ牧場など	163頭
ニホンザル	動物園 個人の愛玩観賞用	73頭
ヒョウ属	動物園	13頭
チンパンジー属	動物園	7頭
ヒクイドリ	個人の愛玩観賞用	2頭
その他	ペットショップなど	
合計（実数）	9施設	292頭

【現状】

平成18年6月1日から動物愛護管理法の改正により、人の生命、財産等に害を与えるおそれがある動物（特定動物）の飼養・保管について許可制度が導入されました。

県では法律の改正以前から、特定動物の飼養・保管については条例による許可制度を導入していたところですが、法律による全国一律の許可制度導入にともない、条例の許可制度を廃止しました。

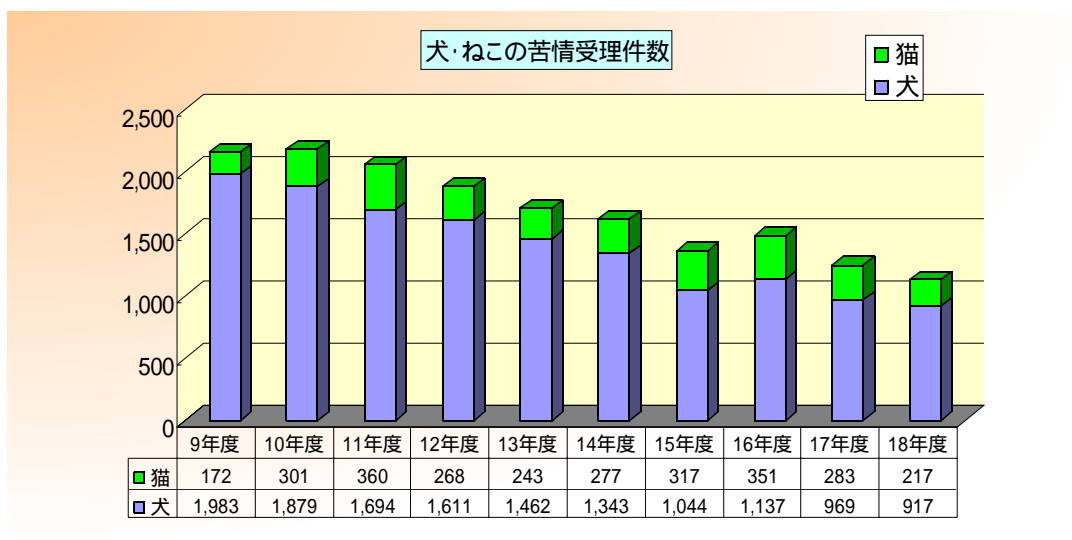
平成19年8月31日現在の法律に基づく飼養許可状況は、9施設（常時設置）の許可施設で38種類の動物が292頭飼養されています。その多くは動物園などの展示施設ですが、個人による飼養も4施設あり、ニホンザルやヒクイドリなどが愛玩観賞用として飼養されています。災害時など脱出により人に対する危害などが生じないよう施設管理をすることが重要です。

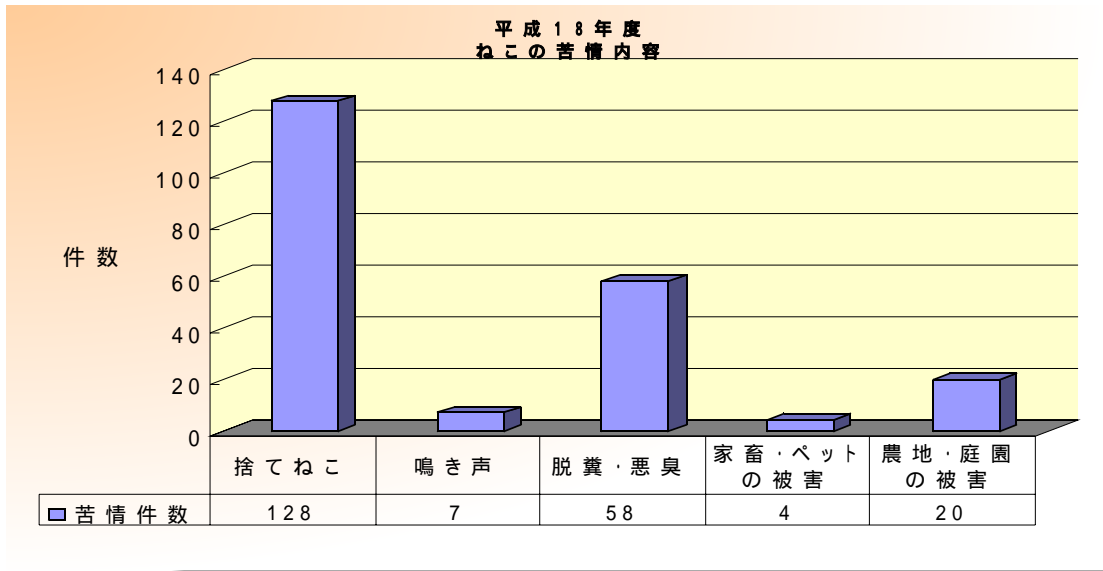
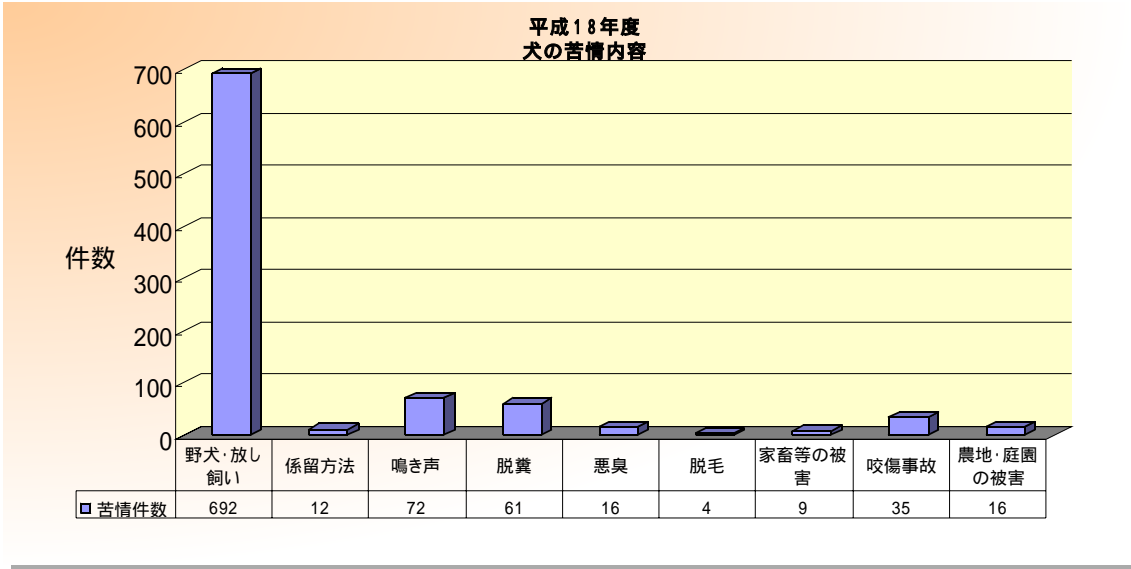
【課題】

特定動物については飼養実態を的確に把握し、監視・指導により適切な飼養管理の徹底を図ることが重要であり、そのためには許可制度についての周知徹底に努め、無許可飼養者を排除する必要があります。

第2節 ペット動物による被害・迷惑の現状

1 犬・ねこに関する苦情件数の推移





【現状】

犬とねこに関する苦情受理件数は、平成18年度は1,134件（犬：917件　ねこ：217件）で、10年前の平成9年度からの推移をみると、総数では減少傾向にあります。これは犬の苦情件数が減少したことによるもので、ねこの苦情件数は横ばい状態になっています。

犬の苦情の内容は、野犬・放し飼いに関する苦情が最も多く、鳴き声と脱糞に関する苦情がこれに続いています。

ねこについては、捨てねこに関する苦情が最も多く、徘徊するね

この脱糞による悪臭、農地や庭園などの被害に関する苦情などが寄せられています。

また、捨てねこやこれらから出産された子ねこが、いわゆる「地域ねこ」として飼われ、他の地域住民から同様の苦情が寄せられるような事例も見られるようになりました。

地域ねこ = 特定の所有者（飼い主）がいないねこで、そのねこが住みつく地域のねこ好きな複数の住民たちが協力し、給餌だけでなく、世話をし管理されているねこのこと。

【課題】

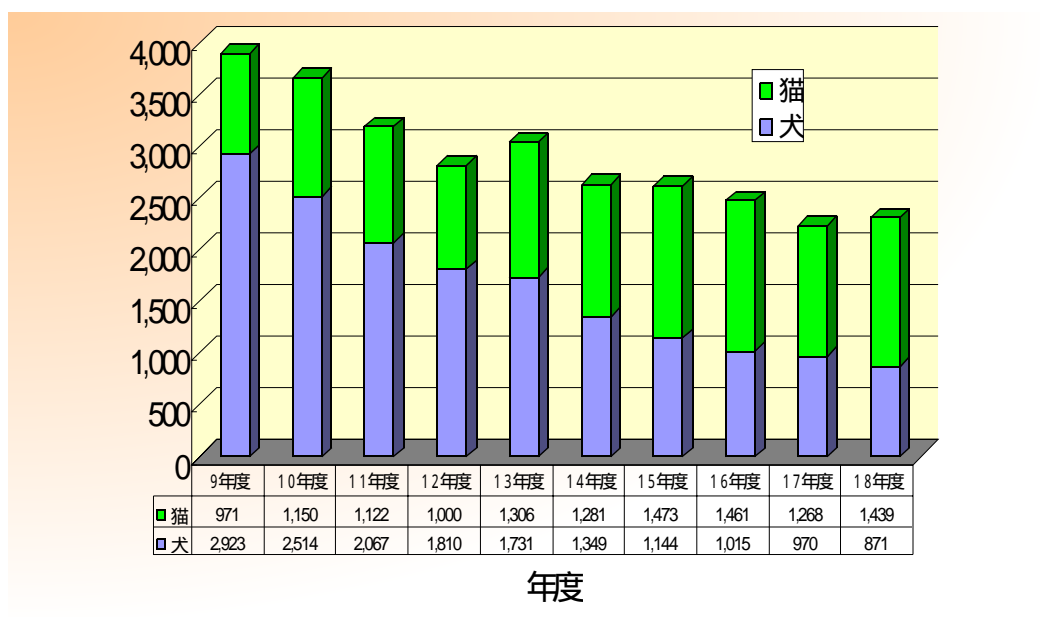
動物の愛護精神と適正飼養について、あらゆる機会を通じて普及啓発を積極的に推進していく必要があります。

特に、犬の飼養者には「犬のしつけ方教室」を介して、犬を飼う上で守らなければならないルールや終生飼養などの愛護精神について啓発することが重要であり、そのためには地域に根ざした活動ができる人材を育成する必要があります。

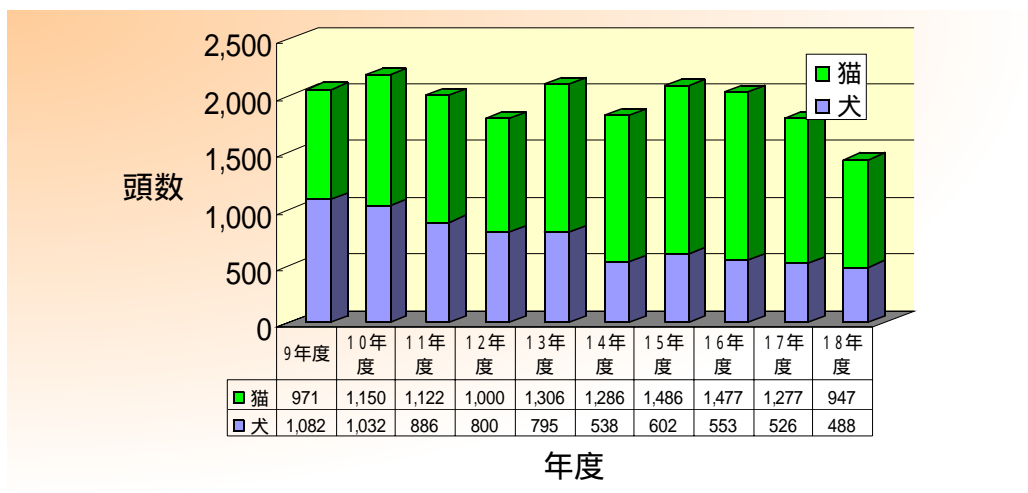
ねこの飼い主には、終生飼養についてはもちろんのこと、不妊去勢手術の必要性について正しく理解してもらうこと、屋内飼養及び係留飼養についても普及啓発を図る必要があります。

第3節 収容動物の処分状況

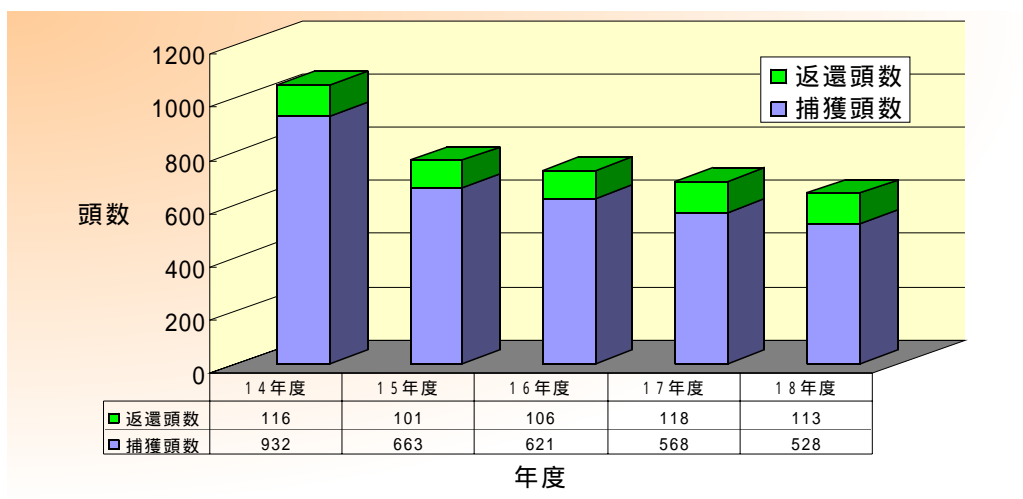
1 犬・ねこの致死処分状況



2 犬・ねこの引き取りの状況



3 犬の捕獲・抑留頭数と返還状況



4 負傷動物の対応状況

(平成18年度)	負傷動物搬入頭数	返還頭数
犬	17頭	5頭
ねこ	48頭	0頭

5 犬・ねこの譲渡の状況

秋田県全域	成犬	子犬	成ねこ	子ねこ
平成18年度	4	21	1	0
平成17年度	5	24	0	0
平成16年度	4	21	0	0
平成15年度	2	20	0	0
平成14年度	3	17	0	0

【現状】

犬とねこの平成18年度の致死処分頭数は、2,310頭（犬：871頭、ねこ：1,439頭）で、10年前の平成9年度からの処分頭数の推移をみると、犬では減少傾向、ねこでは増加傾向にあります。

犬とねこの引き取り頭数は、平成18年度は1,435頭（犬：488頭、ねこ：947頭）で、10年前からの推移をみると、犬では減少傾向、ねこでは横ばい若しくはやや増加傾向にあります。この引き取りされた犬・ねこのうち、生後90日以下の子犬と子ねこが占める割合は、犬で33.4%ですが、ねこでは71.4%と非常に高くなっております。その大半は生後間もない離乳期前の子ねこが占めている状況にあります。

犬の捕獲・抑留犬頭数は、年々減少傾向にあります。捕獲・抑留された犬が返還されるケースは、毎年約20%にとどまっています。

犬には登録鑑札を装着しなければなりません。平成15年度の環境省調査によると全国の装着率は約25%と低い状況であり、鑑札を装着していない犬は、飼い主を特定する方法がなく、本人からの問い合わせなどがない限り、返還には至っていない状況です。

平成18年度の負傷動物の搬入状況は、係留義務のないねこの方が、犬に対し約3倍多く搬入されています。動物管理センターでは負傷動物に対し、苦痛軽減のための対処療法を施しておりますが、重篤な事例が多く、安楽死処分を選択しなければならない事例が大半です。

譲渡犬については、毎年、20～30頭を動物管理センターから譲渡しており、平成19年度からは収容された子犬のうち、一般家庭での飼養には適さない個体を除いた全ての子犬を公募により譲渡しています。譲渡先の飼い主については譲渡前講習を2回受講することとしております。一方、ねこについては、大半が離乳前の幼弱な子ねこのため、譲渡には至っていないのが現状です。

【課題】

引き取り頭数を減少させるためには、子犬・子ねこの引き取り頭数を減少させる施策が必要です。不妊去勢措置の状況は、平成15年度の全国調査では犬で雄・雌ともに約13%です。これに対し県の動物管理センターで譲渡した犬の不妊去勢措置の実施率は80%以上となっています。犬の譲渡に際し、適正な飼い方や心構えなど、新たな飼

い主に対して研修を実施していることによるものであり、あらゆる機会を通じて、積極的に犬・ねこの飼養者に対して不妊去勢措置の必要性を啓発していくことが重要であると考えられます。

捕獲・抑留犬の返還率を向上させるためには、飼養者に対して個体識別措置の実施を啓発する必要があります。また、捕獲・抑留犬に関する情報提供については、インターネット等で広く公開し、かつ致死処分までの抑留期間も延長するなど、飼い主へ返還される機会を少しでも多くすることが必要です。

負傷動物の対応については、動物管理センターにおける治療設備の充実と獣医師会などとの連携による治療体制を構築することが望まれます。

譲渡については、成ねこのリトレーニングが現実的に難しいこと、収容された子ねこの大半が幼弱で譲渡が難しいことから、成犬及び子犬の譲渡頭数を増加させることが必要と考えられます。

以上のことから、致死処分頭数を減少させるためには、捕獲・抑留犬と引き取り頭数の低減化、返還率向上や譲渡を推進させるための施策が必要です。

第4節 動物に関する相談の内訳

1 犬に関する相談受理状況

【現状】

最も多い相談は「飼ってる犬がいなくなってしまった」などの紛失犬に関する相談で、次に「犬やねこを飼えなくなってしまったので引き取って欲しい」あるいは逆に「犬を飼いたい譲渡制度について教えてほしい」などの「引き取り」と「譲渡」に関する相談が多い状況にあります。また、犬のしつけ方や動物の病気に関する相談も年々多くなってきています。

【課題】

犬のしつけ方や動物の病気に関する相談などに対しは、電話対応だけでなく、動物管理センターにおいてモデル犬による実技を取り入れた具体的説明や指導が必要であると考えています。

第5節 動物愛護に関する普及啓発

1 犬のしつけ方・ふれあい教室の開催状況

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
動物管理センター	57	523	97	939	35	663
県保健所(7カ所)	7	297	7	386	8	396
秋田市保健所	2	90	2	83	2	145
合計	66	910	106	1,408	45	1,204

【現状】

県内全域において、動物管理センター及び保健所が犬のしつけ方・ふれあい教室を開催し、年間あたり1,000人以上の参加者が受講しています。

教室の内容については、モデル犬だけでなく、各家庭でしつけや問題行動に悩んでいる方などが自分の犬と会場に同伴し、実技を中心に学んでいただいております。

これらのしつけ方・ふれあい教室は、県だけでなく、獣医師会や動物愛護団体及びボランティアにより、数多く開催されるようになりました。

【課題】

しつけ方の手法には様々な方法がありますが、インストラクターには、動物愛護精神に則った適正な指導をしていただく必要があります。

そのためには、地域で活動する動物愛護推進員が模範になるよう研修会を受講させるなど、その人材育成に努めていく必要があります。

2 学校における「命を大切に作る心を育む教室」の開催状況

【現状】

平成18年10月から、小学校と中学校において試行的に教室を開催したところ、生徒、父兄及び教員から「人と動物の命の尊さを学ぶことができる授業」として高い評価が得られ、学校の総合学習や道徳の時間に、開催を望む声が多くなってきています。

18年度 小学校8校、中学校6校で開催 参加者数1,710名

19年度は、小学校20校、中学校12校、高等学校2校、学校以外で3回開催予定（総参加者数：約5,500人を予定）

【課題】

学校の教育現場で、いじめや自殺問題などが社会問題になっているなかで、動物愛護教育は、その後の人生において良い影響を与えると期待されており、動物とのふれあいを通じて命の大切さや動物の適正飼養について学ぶ教室を行うことが望まれます。

3 県内の動物愛護団体の状況

【現状】

平成19年9月現在、県と協力して事業を実施している動物愛護団体は、法人格を有するもの3団体、その他10団体あります。

動物とのふれあい活動を通じて命の大切さを教えたり、適正な飼養や、不妊去勢措置の普及啓発、飼い主不明動物の保護及び新しい飼い主探しなど、様々な動物愛護活動を行っています。

【課題】

各団体は、それぞれ独自に活動しておりますが、しつけ方・ふれあい教室や動物の譲渡など、動物愛護管理事業をより一層推進するため、行政がこれらの団体と協働してまいります。

第6節 動物取扱業の態様

動物取扱業の登録状況

（平成19年4月1日現在）

業種	施設数	業の内容
販売	146	ペットショップ プリーダー、ネット販売
保管	68	ペットホテル トリマー ペットシッター
貸出し	12	ペットレンタル タレントモデル犬派遣
訓練	17	訓練士、出張訓練
展示	16	動物園 水族館 ふれあいテーマパーク
合計	259	

【現状】

平成19年9月現在、法律に基づく動物取扱業の登録を行っている業者は、250件を超え年々増加傾向にあります。営業形態としては販売、保管、訓練、展示と様々ですが、動物を繁殖させて販売する、いわゆるブリーダーと呼ばれる業態が最も多くなっています。

動物取扱業者の増加に伴い、購入後間もない動物の死亡や病気などに関する購入契約関係のトラブルが増加傾向にあります。

また、動物取扱業者が飼養している動物の不適切な飼養・保管に対する虐待などの苦情も寄せられています。

【課題】

動物販売業者は、購入者に対して動物の特性に関する情報提供や、犬の登録と狂犬病予防注射義務などの適正飼養について、正しく説明することが必要です。

また、動物取扱業者における動物の飼養・管理を監視するとともに、特定動物の飼養・保管状況についても、立入調査を実施する必要があります。

第7節 動物由来感染症対策の態様

【現状】

国内での犬と人における狂犬病の発生は、50年以上確認されておりませんでした。平成18年11月にフィリピンで犬に咬まれ、帰国後に発症した方が亡くなっています。

狂犬病を疑う犬を発見したときは、動物管理センターや保健所、市町村、獣医師会などが連携して、即時、感染症対策を実施することから、県では、平成19年4月に「狂犬病（疑い）発生時における対応マニュアル」を作成しました。

また、県内では、平成18年に動物ふれあいイベントにおいて展示動物から、人への感染症発症例が確認されています。

【課題】

海外から狂犬病の動物や病原体が侵入したときに備え、動物管理センター、保健所、市町村、獣医師会などが連携し、迅速に感染の拡大防止を図るための実地訓練及び机上訓練が必要です。

また、ほかの動物由来感染症対策として、動物取扱業や動物展示施設などに対し、人畜共通感染症防止のための衛生指導と監視を実施する必要があります。

第8節 実験動物の飼養・管理の態様

【現状】

県内には、実験動物を取扱う施設として大学や研究施設があります。これらの施設に対して、県では実験動物の取扱いや管理の適正化を徹底するよう、文書などにより指導を行っています。

【課題】

実験動物を取扱う各施設に対して、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」が遵守されているか現場を確認し、指導を行う必要があります。

第9節 大震災の動物救護体制の態様

【現状】

大災害時における動物救護活動と特定動物の管理については、秋田県総合防災計画に基づき各関係機関との連携により進めることになっておりますが、さらに各場面における具体的マニュアルの作成が望まれます。

【課題】

動物救助活動の具体的マニュアルの策定と、被災を想定した訓練を行うことや、動物の飼養者に対し、鑑札や注射済票、迷子札、マイクロチップなどを装着するなどの普及啓発を実施していく必要があります。

また、災害時には特定動物の逸走による近辺住民への危害防止など危機管理対策を講じる必要があります。

第3章 動物愛護管理推進計画の基本理念

< 基本理念 >

人と動物が調和しつつ共生する社会の形成

人と動物が、なかよく、快適に暮らし、動物を介した心豊かなライフスタイルの創造ができる場と機会が提供されている社会を形成するため、次の3つの基本目標を定め、この目標に基づき各種の施策を展開してまいります。

< 基本目標 1 >

動物の生命を尊び慈しむ心を養う

県民一人ひとりが命の尊さを認識し、動物も命あるものとして慈しむ心を養うことにより、友愛に満ちた平和な社会が築けるよう、意識の高揚を図ります。

将来像：県民一人ひとりが、動物の生命を尊重する意識が向上している

数値目標：犬とねこの致死処分頭数を半減させる

平成18年度

2,310頭

平成29年度

1,100頭

< 基本目標 2 >

動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ

県民が動物による危害の発生防止に配慮しつつ、健康でよくつけられた動物とともに未永く生活できるよう、動物の習性や生理などを考慮した正しい飼い方とふれあいの方法を学べる支援体制を整備します。

将来像：飼養者が社会的責任を自覚し、動物が適正に飼養されている

数値目標：犬とねこに関する苦情件数を半減させる

平成18年度

1,134件

平成29年度

550件

< 基本目標 3 >

人と動物、動物を介して人と人が楽しく交流する

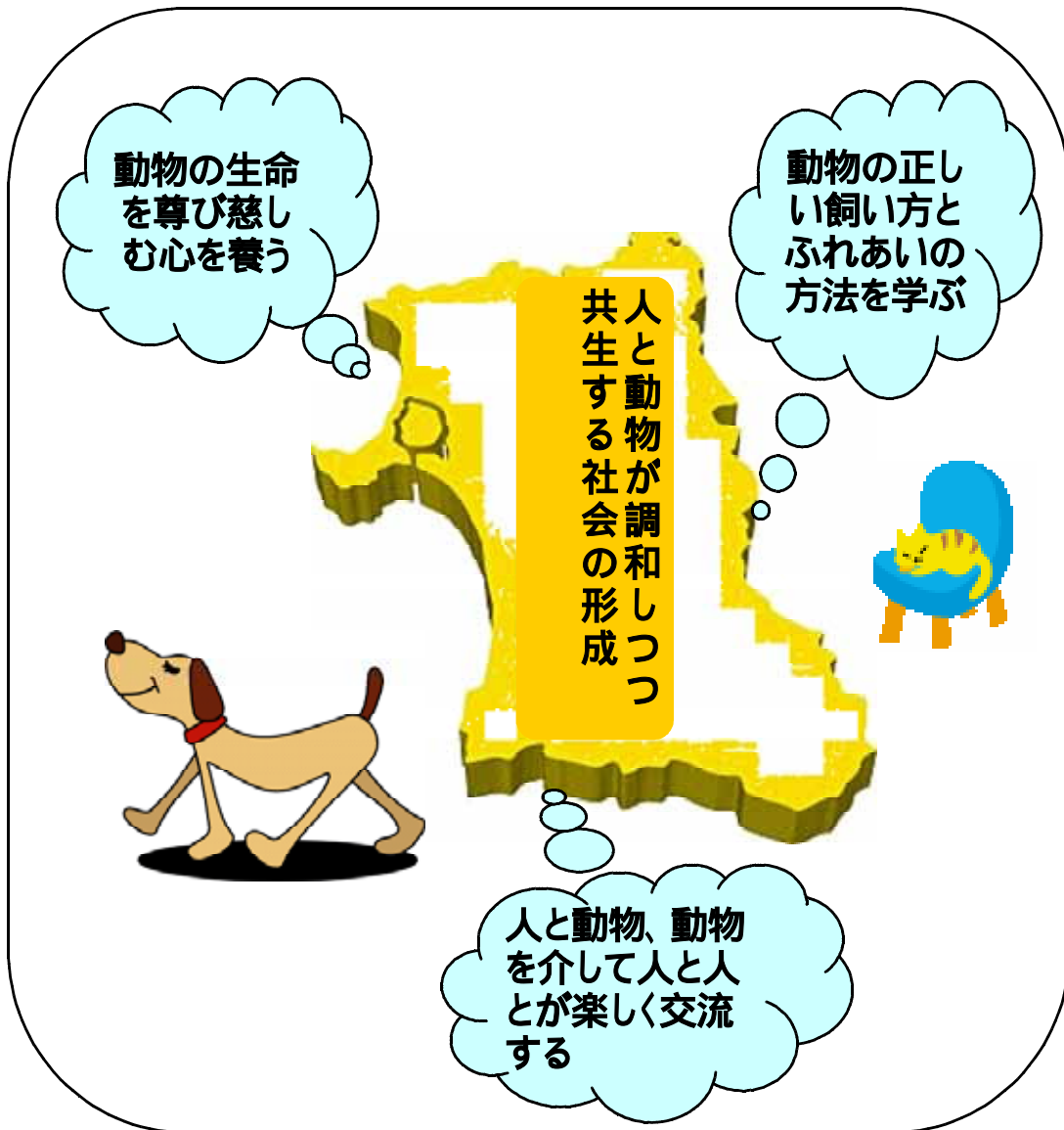
県民が動物を介して、楽しく自由に交流や活動ができる場を提供します。

将来像：県民が動物とふれあうことのできる場が多数提供されている

数値目標：犬とのふれあい教室の受講人数を2倍に増加させる

平成18年度
1,204人

平成29年度
2,400人



第4章 重点的に推進する施策の方向

<基本目標1>

動物の生命を尊び慈しむ心を養う

施策1 動物愛護思想の普及啓発の推進

県民が動物の命に対して感謝と畏敬の念を抱くとともに、動物に関して正しい知識を得たり、正しく理解することができるよう啓発資料を配布するなど、様々な機会をとらえて動物の遺棄や虐待の防止を啓発するとともに、遺棄や虐待を探知した場合の関係機関との役割分担や情報提供の方法等についてマニュアルを作成し、迅速な対応に努めてまいります。

また、動物愛護に対する理解を定着させるため、動物愛護推進員や動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者、市町村などと連携し、動物とのふれあいやキャンペーン、イベントなどの啓発事業を実施し、動物愛護に功績のあった個人や団体を表彰し、動物愛護への取組みを促進します。

施策2 学校等における「命を大切にすることを学ぶ教室」の開催

動物管理センターを中心に、動物愛護推進員や動物愛護団体、獣医師会、市町村が連携し、動物とのふれあいによる命の大切さを学ぶ授業を展開してまいります。

今後は、「動物を学ぶ」プログラムから、「動物から学ぶ」、「動物のために学ぶ」ことを命題として、「命の尊さを学ぶ学習」への教育プログラムを構築し、動物愛護教育から「人と動物の命を尊ぶ心を育てる教育」へと進化させていきます。

施策3 抑留・負傷動物の返還率の向上

1 個体識別措置の推進

捕獲・抑留された犬については、抑留施設（動物管理センター・保健所）と市町村に公示されますが、飼養者が判明せず返還できないケースが多いのが現状です。犬の首輪への鑑札や注射済票の装着について、市町村、獣医師会、動物取扱業者、関係団体と

連携し普及啓発することにより、所有者明示の倍増を目指します。
また、有効な個体識別措置とされているマイクロチップの装着については、特定動物のみならず犬、ねこにも装着されるよう、獣医師会と連携し普及に取り組んでまいります。

2 抑留・負傷動物の情報提供の充実と抑留期間の延長

現行の狂犬病予防法、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例の規定では、犬は捕獲・抑留後に市町村と抑留施設（動物管理センター・保健所）において2日間公示し、公示期間満了後1日の期間（合計3日間）を経ってから当該犬を処分できるとされています。

今後は、捕獲・抑留犬が1頭でも多く飼い主の元へ返還される機会を与えるため、全県の捕獲・抑留犬を県のホームページにより情報提供するとともに、抑留期間を延長することにより、飼い主へ返還される可能性を高めてまいります。

また、動物愛護管理法に規定する犬以外の負傷動物が保護された場合も、県のホームページに掲載し、飼い主に対しての情報提供をしてまいります。

施策4 譲渡の推進

捕獲・抑留及び引取られた犬、ねこが新たな飼い主のもとで飼養されるよう、譲渡を推進してまいります。また、一般住民で譲渡したい方あるいはされたい方からの里親相談について、広く情報提供ができるようなシステムを整備するなど、譲渡の推進については、動物愛護推進員や動物愛護団体、獣医師会、市町村などとの連携のもと、より効果的な譲渡のシステムを構築してまいります。

施策5 負傷動物への治療体制の構築

交通事故等により負傷した状態で収容される動物が、年間を通じて多数います。収容した負傷動物の多くは瀕死状態のものが多く、安楽死処置するしかない事例が大半ですが、動物管理センターにおける治療設備の充実や獣医師会などとの連携などにより、獣医療に基づく治療体制を構築し、より迅速かつ的確に対処するためのマニュアルを整備することにより、一頭でも多くの動物の

命を大切にすることに努めてまいります。

施策6 大災害発生時における動物救援体制の構築

大規模災害の発生などに備えて、秋田県総合防災計画に則り、各関係機関と動物救援体制を整備するとともに、動物の「命」の安全を確保するための方策を検討してまいります。

このためには、獣医師会、市町村、動物愛護団体、動物関連業者などとの協働体制を構築することが重要であり、被災地における飼養動物の収容や一時預かり、えさの確保など動物救援体制の仕組みを、多面的・広域的に作成する必要があります。特に獣医師会は、動物救援本部の中心的な受け皿になり、災害による負傷動物の手当にも対応できるシステムを構築するため、協議を進めてまいります。

また、被災時に各関係団体の協働が迅速かつ的確に行われるようにマニュアルを作成するとともに、被災を想定した動物救援の実地訓練や机上訓練を、県、獣医師会、市町村などの関係者が連携協力し、計画的に実施してまいります。

さらに、飼養施設の被災などにより特定動物が逸走し、周辺住民への危害発生を防止するため、飼養施設の監視指導を強化するとともに、迷子になった飼い犬・ねこの飼い主を捜す手段として、個体識別に有効なマイクロチップの実施について、啓発してまいります。

< 基本目標 2 >

動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ

施策7 「適正飼養」「繁殖制限」「終生飼養」の普及啓発の促進

「人と動物が調和しつつ共生する社会づくり」のためにも、飼い主一人ひとりが動物に関する知識をさらに深める必要があり、終生飼養はもちろんのこと、繁殖制限のための不妊去勢手術が必要であることを、動物愛護愛護フェスティバルやしつけ方教室、ふれあい教室、学校での命を大切にすることを育む教室、狂犬病予防

注射会場、譲渡講習会、動物取扱責任者研修など、あらゆる機会を通じて啓発することにより、犬・ねこの引取り数の半減化を目指します。

施策8 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底

世界では毎年約5万人が狂犬病で亡くなっています。万が一の病原体の国内侵入に備え、犬の登録と狂犬病予防注射実施率のより一層の向上を図るため、ラジオ・新聞等による広報や動物取扱業者による登録・注射に関する必要性の啓発、市町村・開業獣医師に対する狂犬病に関する講習会の開催、動物病院での未注射犬への接種の必要性の啓発、市町村による「未登録犬の調査事業」の実施などの取り組みを推進させてまいります。

施策9 地域ねこへの対応

地域ねこによって、生活環境上の実害を受けている人たちと、地域ねこに給餌したり世話をしている人たちの間には、その地域ねこの存在に関する受け止め方や、考え方に大きな隔たりがあります。

このことについて、「人と動物が調和しつつ共生する社会づくり」の観点から、県、市町村、獣医師会、動物愛護団体などがどのような協働体制をとっていったらよいのか論議を進めたうえで、「地域ねこの適正な飼養管理に関するガイドライン」等を作成してまいります。

また、地域ねこ及び飼いねこの飼い主に対し、一般公開講座などを通じて、ねこの室内及び係留飼養を普及啓発することにより、地域苦情の減少、交通事故による負傷ねこの減少を目指します。

施策10 動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発

1 動物取扱責任者研修会の開催

動物取扱責任者は、適正飼養に関する知識及び技術の習得者である必要あり、特に、動物を初めて飼う方にとって、動物取扱責任者からのアドバイスは、その動物が飼い主と一緒に生きていくためのスタートであり、大きな意義があります。

このため、動物管理センターでは、動物取扱責任者に対し関係法令、動物の生理・生態・習性に関する知識、動物のしつけ方に

関する知識、飼養保管方法に関する知識の習得を目的に研修を実施し、優良業者の育成を図るとともに、動物取扱業登録標識の掲示や販売時の事前説明の実施について周知してまいります。

2 動物取扱業者による普及啓発

動物取扱業者は、購入者や利用者に対し、適正な飼養方法をはじめとした動物の取扱いに関する説明を行うことが求められています。動物取扱業者が適正飼養について普及啓発を行うことにより、購入者や利用者による動物の適正飼養が図られるよう連携してまいります。

施策11 特定動物の適正管理の徹底

特定動物の飼養には、法に基づく飼養許可が必要です。施設基準の遵守はもちろん、安易な飼養放棄の防止、逸走防止のための措置、逸走時の収容方法、マイクロチップ等による個体識別措置を徹底させるとともに、適正な保管の監視を強化します。

また、海外から希少な動物を輸入し、ペットとして飼っている住民も多くなっており、「特定外来生物」と「動物愛護管理法に基づく特定動物」に指定された動物を飼養する場合の許可制度について、広報などにより周知してまいります。

施策12 動物由来感染症対策の整備

動物管理センターに、県の感染症対策本部の受け皿となる管理・検査体制を構築し、「狂犬病（疑い）発生時における対応マニュアル」に基づき、狂犬病発生を想定した実地訓練や机上訓練を、保健所、獣医師会、市町村などと連携して実施してまいります。

また、他の動物由来感染症対策として、動物取扱業や動物展示施設などに対し、「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン2003」を遵守するよう監視・指導してまいります。

さらには、獣医師会や関係機関と協力して、人と動物の共通感染症について情報収集や調査研究を実施し、これらの情報を県民に提供してまいります。

施策13 実験動物における管理の適正化の徹底

県内の大学や研究施設などの実験動物を取り扱う各施設において、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知、特に「3 Rの原則」に基づく適正な取扱いや管理を徹底するよう監視・指導を行ってまいります。

3 R = 苦痛の軽減(Refinement) 代替法の活用(Replacement)
使用数の削減(Reducton)

施策14 産業動物における管理の適正化の徹底

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、県内の畜産業者や養鶏農家等に対し、農林部局を通じて、家畜、家禽などの産業動物に対する動物愛護の精神、適正な取扱い、施設の管理などについて十分に指導してまいります。

< 基本目標 3 >

人と動物、動物を介して人と人とが楽しく交流する

施策15 県内各地域における「しつけ方・ふれあい教室」の開催

県内全地域における「動物のしつけ方・ふれあい教室」を定期的で開催することにより、「人と動物が調和しつつ共生する社会づくり」の基盤作りを推進してまいります。

この事業を展開していくためには、県と地域に根付いたボランティア団体や動物愛護推進員が協働して、計画的にプログラムを作成してまいります。

施策16 イベントにおける動物とのふれあいの場の提供

動物愛護週間事業として、動物愛護フェスティバル、動物管理センター譲渡犬同窓会、一般公開講座などのイベント会場において、犬やねことのふれあい教室を実施し、人と動物、動物を介した人と人とが和む場を提供してまいります。

施策17 動物管理センターにおける動物とのふれあいの場の提供

動物管理センターにおいて、しつけ方・ふれあい教室のモデル

犬として、収容犬の中からリトレーニングを施した犬を常時配置することにより、動物管理センターに来場し、犬のしつけに困っている方やふれあいを望む方に対し、個々に対応できるよう環境整備に取り組んでまいります。

施策18 動物による介在活動の促進

障害者が社会参加することを支援するための盲導犬、介助犬、聴導犬や医療現場での治療に有効な手段であることが知られている動物の介在活動について、普及啓発に努めてまいります。

また、動物とのふれあいにより心の健康を向上させることなどを目的とした動物愛護団体などの活動に対し、支援を行ってまいります。

施策19 ボランティアの育成、支援体制の構築

動物管理センターを中心として、県内全域において数多くの動物愛護事業を展開していくためには、県だけでなく市町村や地域に根付いたボランティアとの協働が必要であり、そのためにボランティア団体の育成や支援体制を構築し、官民の連携事業を展開してまいります。

施策20 動物愛護推進員の委嘱

地域の実情を把握し、動物愛護管理の諸施策を積極的に推進するリーダーとして、県は動物愛護推進員を委嘱し、動物のしつけ方・ふれあい教室など地域に根ざした活動を行ってまいります。

動物愛護推進員に対しては、動物の正しい愛護と管理のあり方について研修を行うと同時に、動物愛護と管理の考え方について、合意形成に向けた意見交換を実施してまいります。

施策21 動物愛護推進協議会の設置

人と動物との関わり方や動物に対する考え方について、県民の間に共通認識を形成するため、県民代表、動物愛護団体、専門家、動物取扱業者、獣医師会、行政機関などによる協議会を設置し、協働関係を構築してまいります。

第5章 計画の推進

～ みんなで推進するために ～

人と動物が調和しつつ共生する社会の形成のためには、県民、行政、動物愛護団体、ボランティア団体などが一体となり、それぞれの役割を分担しながら、連携して推進していくことが必要です。

第1節 行政（県）の取り組み

- (1) 県民、動物愛護団体、ボランティア団体、行政が連携を密にして、動物の愛護管理を推進するため、動物愛護推進員を委嘱します。また、推進員活動を円滑に進めるため動物愛護推進協議会を運営していきます。
- (2) この推進計画に基づき、「重点的に推進する施策の方向」に則した施策について、具体的な実施計画を策定し、その計画の進行管理に努めます。
- (3) 県民、動物愛護団体、市町村などの主体的な取り組みに対して、関係部局が連携を図りながら、技術的助言や情報提供などをおこないます。

第2節 市町村に期待する役割

人と動物が調和しつつ共生する社会を真に地域に根ざしたものとするためには、地域住民に最も身近な行政機関である市町村の役割が重要です。市町村においては、犬の登録・狂犬病予防注射の推進とあわせて、県が進める施策と連携を図りながら、地域の実情に応じ、積極的に取り組んでいくことを期待します。

第3節 動物愛護団体に期待する役割

人と動物が調和しつつ共生する社会の形成のためには、動物愛護団体などの民間団体の取り組みが重要です。動物愛護団体などは、動物の習性などに関する知識や科学的な根拠に基づく専門技術を習得するとともに、県の施策と連携しながら事業活動を展開していただくことを期待します。

第4節 県民に期待する役割

人と動物が調和しつつ共生する社会の形成のためには、県民一人ひとりが生命あるものを尊び慈しむ心を養うとともに、身近な飼養動物の習性や生理に関する知識の習得に努め、動物と正しくふれあうことが大切です。また、行政に対し、問題点の指摘や改善に向けた提案をしていただくことを期待します。